

当院外来調剤での処方箋の照会について

竹内 隆文

小松島赤十字病院薬剤部

About references to doctors for their prescriptions

Takafumi TAKEUCHI

Division of Dispensary, Komatushima Red Cross Hospital

要 旨

処方箋をもとに調剤を行なう時、交付した医師に照会した場合、不備があり変更があれば、その処方箋上に記録して残していく。

ある一週間の全外来処方箋より、不備内容について拾いだし、その分類をして傾向を探った。用法誤記が多く、ついで用法記載洩れと用量誤記が多かった。処方箋の枚数に対する不備の件数を、各科別に計算したところ、呼吸器科、内科、外科で他科に比較して高い率であった。

キーワード：処方箋監査、処方箋不備、調剤過誤

はじめに

『薬剤師は、処方箋中に疑わしい点がある時は、その処方箋を交付した医師、歯科医師、又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。』（薬剤師法24条）

日々の業務で調剤をする時、処方箋の記載に疑問をいだくことがある。医師に照会した後、不備があり変更があればその処方箋上に記録、記名して残し、調剤を終える。

今回ある期間の処方箋より、変更、修正箇所を拾いだし、集計してみた。

対象と方法

1995年8月21日（月）～8月25日（金）の間の外来患者の院内処方箋（3843枚）中から、薬剤部により疑義照会の結果変更、修正になった項目を拾いだし、各一件とした。不備内容により項目に分類し集計した。あわせて、診療科別に集計し、

調剤日誌より処方枚数及び剤数を拾いだし、発生率を比べてみた。

結 果

表1、2に示した。

表1 外来処方箋不備調査結果

照 会 事 項	照会件数
医薬品名の誤記（採用中止品記載）	5
医薬品名の不完全記載	7
分量の誤記	3
分量の記載洩れ	7
用量の誤記	8
用量の記載洩れ	2
用法の誤記	21
用法の記載洩れ	8
do処方とのずれ	3
前回処方の方の医事課による打ち間違い	3
同一医薬品の重複記載	0
相互作用のおそれ	0

期間1995. 8. 21～25（5日間）
調査処方箋枚数3843枚、照会件数67件

表2 診療科別の不備件数

診療科	件数	総件数	A/B	総剤数	A/C
	A	B	(%)	C	(%)
呼吸器科	9	97	9.3*	357	2.5
内科	22	639	3.4	1569	1.4
外科	6	189	3.2	429	1.4
精神神経科	4	242	1.7	508	0.8
脳神経外科	3	201	1.5	446	0.7
循環器科	7	517	1.4	1433	0.5
産婦人科	2	144	1.4	240	0.8
整形外科	4	304	1.3	568	0.7
皮膚科	5	385	1.3	791	0.6
泌尿器科	2	214	0.9	335	0.6
小児科	1	187	0.5	338	0.3
眼科	1	344	0.3	520	0.2
耳鼻咽喉科	1	297	0.3	472	0.2
歯科	0	51		77	
小児外科	0	2		2	
放射線科	0	7		14	
形成外科	0	23		42	
計	67	3843	1.7*	8141	0.8

*N. S.

考 察

1) 当院は外来患者処方箋を左右に分け、左部分に医事課入力による前回処方書の打ち出しを行い、医師は処方書に変更がない場合右部分の今回処方欄に do と用法のみの記載を行うことができる。

したがって用法に対する不備が多数となったと思われ、逆に do 処方により、他の記載不備が減少していると考えられる。

用法誤記は一回服用量を半端なものにする場合が多く、調剤中に必然的に見つかることも理由と思われる。

用法の記載洩れは一日一回服用の指示が無い場合が多い。

2) 用量誤記は、長期投薬不可の薬が14日を越えて処方された場合に、照会したものがほとんどである。

3) 医薬品名の誤記は、採用中止品の記載によるもので、医薬品名不完全記載とあわせて院内採用品の案内に、薬剤部の一層の努力も必要だと思われる。

4) do 処方のずれとか、医事課の打ち間違いに関しては、各科での、処方記載時の一層の注意が必要と思われる。

5) 診療科別に不備件数を集計すると、処方箋に対する百分率では、呼吸器科が高いと思われる。これは他科に比べて剤数が多いからだと思われ、剤数に対する率も示してある。

しかし、呼吸器科の不備率9.3%と平均の不備率1.7%の間には有意差は無かった。

おわりに

医師と患者の間に薬剤師が割って入ると、処方箋と調剤と交付時に過ちが起こることになる。薬剤師は間違いの無い調剤と交付に、日々努めなければならない。その努力を怠って医師の処方箋に注文をつけるつもりは毛頭なく、ただ『疑わしきは調剤せず』の習わしにより、ある一週で67件の疑義照会があったことを紹介した。